

DVとは？ 暴力にはいろいろな種類があります。

「私にも悪いところがある」と思っていないか。
さまざまな暴力を複合させ、相手は、あなたを
コントロールしているのかもしれない。

これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰り返しの行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くあります。



あなたのパートナー関係は？ チェックしてみましょう！

- ☐ 相手を怖いと思う
- ☐ 相手の期待通りにしなければ、悪いことがおこると思う
- ☐ 相手の機嫌が悪いと自分に非があると思う
- ☐ うまいいかないことがあると、あなたのせいにする
- ☐ あなたを傷つけたあと、人が変わったように優しくなる
- ☐ あなたがセックスに応じることを当然だと考えている

チェックが複数ある場合、あなたはかなり相手にコントロールされている可能性があります。関係を変えるためには、あなたの勇気ある一歩が必要かもしれません。

あなたは、加害者のことを 『本当は優しい人』『暴力さえなければ』 と思いませんか？

DVには一般的にサイクルがあるといわれています。
被害者は相手の別人のような態度に、もしかしたらやり直せる
のでは？と期待をもってしまいます。

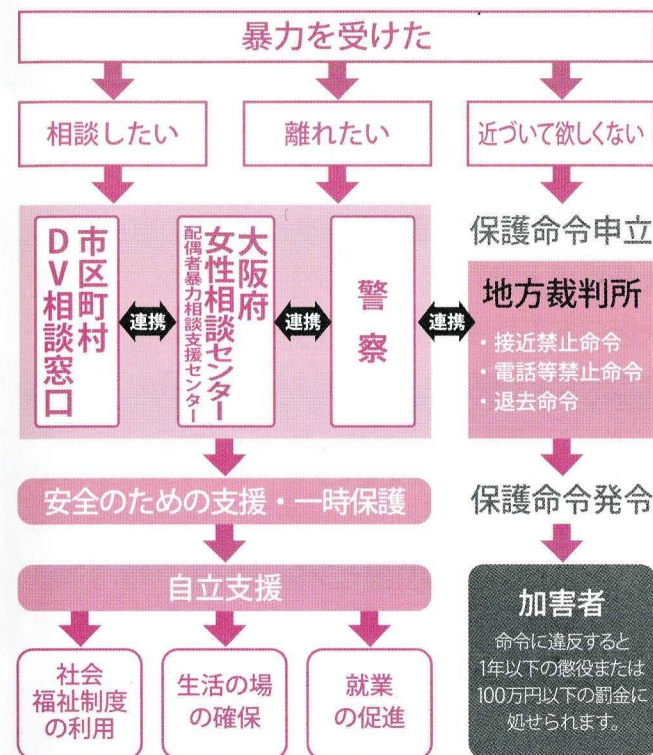


暴力被害にあうとどうなるの？

以下は暴力の被害にあった多くの人が経験する、暴力という
ストレスに対する心理的な反応です。

- ☐ 暴力を受けた場面が、とつぜん頭に浮かんでくる
- ☐ 神経が過敏になり、ちょっとしたことでドキッとすること
- ☐ 何をしてもめんどろで、やる気がおこらない
- ☐ なかなか眠れない
- ☐ 何か悪いことが起こりたくないかと心配だ
- ☐ 何かがおこるかもしれないと怖れている

DV 被害者支援のながれ



保護命令について

地方裁判所に申し立てると加害者に対し保護命令が出されます。
*更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ
が大きいときに限ります。

被害者への接近禁止命令

つきまといや住居、勤務先付近を徘徊することを6ヶ月間禁じます。

被害者の子・親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止の実効性を確保するために、子や親族等への
つきまといや住居、勤務先付近を徘徊することを6ヶ月間禁じます。

電話等禁止命令

被害者への一定の電話・電子メール等を6ヶ月間禁じます。

退去命令

被害者と一緒に住む住居から加害者を2ヶ月間退去させます。

配偶者暴力相談支援センターは保護命令の情報提供や助言を行っています。
*事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする

身体的な暴力

- 殴る・蹴る
- 首を絞める
- 突き飛ばす
- 髪をひっぱる
- 腕をひねる
- 引きずり回す など

精神的な暴力

- どなる・脅す
- ばかにする
- 無視する
- 物を投げる
- 刃物を出す
- 自殺をほめかす など

経済的な暴力

- 生活費を渡さない
- 自由にお金を使わせない
- 外で働くことを嫌がる
- 家計の責任をあなた一人に負わせる など

社会的な暴力

- 友人や身内との付き合いを制限する
- 自由に外出させない
- 電話・メールをチェックする
- 浮気を疑う・激しい嫉妬
- 行動を監視する など

子どもを 利用した暴力

- 子どもの前で暴力をふるう
- 子どもに危害を加える
- 子どもを取り上げようとする
- 子の前であなたを非難する など

性的な暴力

- 望まないSEXを強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノなどを見せる
- 無理やり裸の写真を撮る など

大阪府子ども家庭センターDV相談専用電話
9:00～17:45 土・日・祝日・年末年始を除く

大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0277

大阪府池田子ども家庭センター 072-751-3012

大阪府吹田子ども家庭センター 06-6380-0049

大阪府東大阪子ども家庭センター 06-6721-2077

大阪府富田林子ども家庭センター 0721-25-2065

大阪府岸和田子ども家庭センター 072-441-7794

大阪市配偶者暴力相談支援センター 06-4305-0100

9:30～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く

堺市配偶者暴力相談支援センター 072-228-3943

9:00～17:30 土・日・祝日・年末年始を除く

すいたストップDVステーション(DV相談室) 06-6310-7113

9:00～17:30 土・日・祝日・年末年始を除く

枚方市配偶者暴力「ひらかたDV相談室」050-7102-3232

9:00～17:30 土・日・祝日・年末年始を除く

茨木市配偶者暴力相談支援センター 072-622-5757

9:00～17:00 日・祝日・年末年始を除く

最寄りの警察署や市区町村 DV 相談窓口も
配偶者からの暴力に関する相談に応じています。

緊急時は110番へ 各警察署でも相談を受け付けています。



パープルリボン

「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルです。
子どもや暴力の被害者にとって、世界を安全なものとする
ことを目的として、1994年アメリカで近親相姦やレイプの
被害者によって生まれたものです。現在40カ国以上の国際
的ネットワークに発展しています。

ひとりで悩んでいませんか？

配偶者・恋人からの暴力の相談
ストーカー被害
夫婦や家庭内のトラブル
人間関係など

あなたの悩みを一緒に考えます。

大阪府女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

06-6949-6022 06-6946-7890

大阪市中央区大手前1丁目3-49
大阪府立男女共同参画・青少年センター
(ドーンセンター) 内3階

FAX 06-6809-1072

電話相談・面接相談 9:00～20:00

祝日・年末年始を除く ※面接はできるだけご予約下さい。

外国人専用電話 06-6949-6181

(大阪府外国人情報コーナートリオフオン利用)

9:00～17:30 土・日・祝日・年末年始を除く

秘密は守られます。

相談は無料です。

安心してご相談ください。

交通アクセス

京阪「天満橋」東口方面の枚礼より
地下通路を通り①番出口より東へ約350m。

地下鉄谷町線「天満橋」

①番出口より東へ約350m。

JR東西線「大阪城北詰」

②番出口より土佐堀通り沿いに西へ約550m。

車でのご来館

阪神高速 東大阪線「法円坂」出口
出すぐの交差点を左折。上り筋を北へ約5分。

阪神高速道路奈良・東大阪方面からの場合
「森之宮」出口 約300m先 法円坂交差点を右折。



STOP

THE

暴力

配偶者などからの暴力で
悩んでいる方へ

